

## 任意継続被保険者 資格取得申請についてのご案内

私たちは国民皆保険制度の下で、J A等を退職後もいずれかの医療保険制度に加入することになります。

その際、(1) 健康保険任意継続被保険者の適用を受ける。

(2) 国民健康保険に加入する。(お住まいの市町村)

(3) 家族の健康保険の被扶養者となる。 の選択肢がありますが、引き続き農協健康保険組合の任意継続被保険者として継続いただく場合、下記の点にご留意下さい。

### 記

## 1. 資 格

退職した事業所で引続き2ヶ月以上の被保険者期間を有する方で、資格を喪失した日から20日以内に申請書を提出された方。

## 2. 申請書類

① 本人のみの方・・・「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」  
「資格確認書交付申請書(※1)」

② 扶養家族のある方・・・「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」  
「資格確認書交付申請書(※1)」

(配偶者・親・子ども)・・・「健康保険 被扶養者(異動)届」

(配偶者・親)・・・「収入状況確認書」、「所得証明書」、その他(※2)

◎ 令和6年12月2日をもって健康保険証が廃止となり、以降は健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)での受診が原則です。「資格情報のお知らせ」をご送付いたしますので記号・番号等の情報をご確認ください。

また、取得申請時マイナ保険証の保有状況を確認させていただき、マイナ保険証を保有していない方は有効期限2年間の「資格確認書」も交付します(申請不要)。

※1 マイナ保険証を保有しているが、何らかの理由で資格確認書が必要な方は、「資格確認書交付申請書」を添付してください。

※2 本人及び扶養家族の収入状況によって提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。

## 3. 保険料の納付方法

(保険料は全額自己負担となり、事業主が負担していた分も本人負担となります。)

① 前 納(割引対象は取得月又は納付月の翌月より)

・ 資格取得月分から翌年3月分までを一括納付

・ 資格取得月分から9月分まで、10月分から翌年3月分までの2回納付

※ 振込手数料は本人負担となりますのでご了承ください。

## ② 月 払

ア) 自己振込（毎月その月の 1～10 日までに） 注） 4. 資格喪失の事由の②

※ 振込手数料は本人負担となりますのでご了承ください。

イ) J A 口座から振替

- ・ 第 1 回目の保険料は当組合が指定した日までにお振込みください。  
（振込手数料は本人負担となりますのでご了承ください。）
- ・ 2 回目より自動引落します。〔引落日 毎月 5 日（休日の場合は前営業日）〕  
（振替手数料は不要となります。）

◎ 保険料納付証明書は、確定申告前にご連絡いただければ発行いたします。

## 4. 資格喪失の事由

任意継続被保険者の資格期間は 2 年間ですが、期間の途中でも次の場合、資格を喪失します。

- ①被保険者が死亡したとき
- ②保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき  
（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。）
- ③被用者保険（職域保険）の被保険者となったとき〔例・・・協会けんぽ、共済組合〕  
※加入先より連絡はありませんので、健保組合に連絡してください。
- ④後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑤本人の申出による（申出書が受理された日の属する月の翌月 1 日に資格を喪失。）

## 5. 資格喪失後について

- ◎ 資格喪失日より当組合の資格はありませんので、資格喪失後受診をされた場合は、健保負担分をご請求させていただきますのでご注意ください。
- ◎ 「資格確認書」をお持ちの場合、有効期限内のものは回収が必要です。
- ◎ 「資格情報のお知らせ」の回収は不要です。

## 6. その他

退職理由が雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等）・特定理由離職者（雇い止め等）に該当する場合や障害年金（1 級・2 級）の認定を受けている場合は、国民健康保険の保険料が低額になることがありますので国民健康保険の窓口でご相談下さい。

◎ ご不明の点は、和歌山県農協健康保険組合 TEL073-436-0502 へお問い合わせください。